



2026年7月10日

各 位

会社名 株式会社ダイセル
代表者名 代表取締役社長 榑 康裕
(コード番号 4202 東証 プライム市場)
問合せ先 経営戦略室
IR チームリーダー 後藤 美沙
TEL 03-6711-8120

業績連動型株式報酬制度 (PSU) に基づくユニットの付与に関するお知らせ

当社は、2026年6月19日開催の第160回定時株主総会決議に基づき、業績連動型株式報酬としてのパフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下「PSU」という。）を導入しておりますが、このたび、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）および執行役員に対し、PSUに基づき、当社の業績目標の達成度に応じて株式の交付を受ける権利（以下「ユニット」という。）を付与することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ユニットの対象者およびその人数ならびに付与するユニットの数

| | | |
|------------------|-----|-----------------------|
| 当社取締役（社外取締役を除く。） | 5名 | 合計最大200,092株に相当するユニット |
| 当社取締役を兼務しない執行役員 | 16名 | 合計最大229,888株に相当するユニット |

2. PSUの概要

PSUは、各対象者に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」という。）中の評価指標を当社取締役会にて予め設定し、当該評価指標の達成度等に応じて算定する数の株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象者に当社普通株式を発行または処分（以下「交付」という。）する業績連動型の株式報酬制度です。なお、今回付与するユニットの評価期間は、当社の2027年3月期から2031年3月期といたします。

その他の制度概要については以下のとおりです。

(1) PSUによる権利の付与および権利付与数

当社の取締役会決議により、ユニットを各対象者に付与する。ユニット1個当たりの交付株式数は1株とし、各対象者に付与するユニットの数は、当社の取締役会が予め定める役位ごとの基準金額を評価期間初日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに後れる直近取引日の終値。以下同じ。）で除した数（1未満の端数が生じる場合にはこれを切り捨てる。）とする。

(2) 業績条件および交付株式数の算定方法

ユニットの権利確定に係る業績指標は、当社グループ連結の売上高、EBITDA、ROICならびに ESG 指標として重視する GHG 排出量削減、労働安全の5つとし、原則として当社の中期経営計画における各指標の目標数値を基準としてその達成率が一定以上となることを権利確定の条件とする。

具体的な交付株式数の算定方法は、各対象者に付与したユニット数に業績条件の達成状況に応じた権利確定割合を乗じて計算する。なお、権利確定割合は、以下のとおり各指標ごとに定める目標達成率ごとの係数に評価ウェイトを乗じた数の合計値とする。

| 指標 | 目標値 | 達成率等 | 係数 | 評価ウェイト |
|--------------|--------------------|--------------------|----------|--------|
| 売上高 | 7,500億円 | 100～120% | 100～150% | 25% |
| | | 80～100% | 80～100% | |
| | | 80%未満 | 0% | |
| EBITDA | 1,700億円 | 100～120% | 100～150% | 25% |
| | | 80～100% | 80～100% | |
| | | 80%未満 | 0% | |
| ROIC | 10% | 100～120% | 100～150% | 40% |
| | | 80～100% | 80～100% | |
| | | 80%未満 | 0% | |
| GHG 排出量削減 | 50%削減 (2018年度比) | 80～100% | 80～150% | 5% |
| | | 80%未満 | 0% | |
| 労働安全 | 重大労災事故発生 件数0件維持 | 重大労災事故発生 件数0件 | 150% | 5% |
| | | 重大労災事故発生 件数1件以上 | 0% | |

(3) 金銭報酬債権の額の算定方法

PSUにより対象者に対して支給する金銭報酬債権の額は、対象者に対して最終的に割り当てる当社の普通株式の数（以下「最終割当株式数」という。）に評価期間終了後に開催される当該割当のための株式の発行または処分に係る募集事項を決定する取締役

会（以下「交付取締役会決議」という。）決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として対象者に特に有利にならない価額を乗じることにより算定される。

(4) 対象者に対する当社株式の支給条件

当社は、対象者が次の各号のいずれの要件をも満たした場合または取締役会が PSU の趣旨を達成するために必要と認めた場合に、評価期間終了後、対象者に対して最終割当株式数の当社の普通株式を割り当てる。

- ① 対象者が、ユニットの付与から評価期間の満了まで、継続して当社の取締役または執行役員の地位にあったこと
- ② 取締役会が定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他当社の取締役会が PSU の趣旨を達成するために必要と認める要件を充足すること

なお、当社は、評価期間中に新たに取締役または執行役員に就任した対象者が存在する場合には、当該対象者に割り当てる当社の普通株式の数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整する。また、評価期間中に対象者が死亡または当社の取締役会が正当と認める事由により退任した場合、またはユニット付与後に日本国外に転居し、交付取締役会決議の日において国内非居住者である場合には、取締役会の決議により、上記金銭報酬債権に係る総額の範囲内において、当社の普通株式に代えて在任期間等を踏まえて合理的に調整した額の金銭を、当該対象者または権利承継者となる者に対して支給する。

(5) 業績連動型譲渡制限付株式割当契約の概要

① 譲渡制限期間

ユニットに基づき支給する当社の普通株式（以下「割当株式」という。）には譲渡制限を付すこととし、対象者は、当該割当株式の割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、業績連動型譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 譲渡制限の解除

上記①の定めにかかわらず、当社は、対象者が譲渡制限期間中、継続して当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、相談役、顧問または参与その他これらに準ずる地位のいずれかであったことを条件として、割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象者が上記に定める地位を任期満了、定年その他の正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に退任または退職（死亡による退任または退職を含む。）した場合には、割当株式の全部について当該退任または退職の直後の時点において本譲渡制限を解除する。

(6) 組織再編等における取扱い

当社は、評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当該時点において権利が確定していないユニットについて、原則として株式等の交付は行わない。ただし、当社の取締役会が認める場合には、上記金銭報酬債権に係る総額の範囲内において、金銭報酬債権の額の算定方法に準じて合理的に調整した額の金銭を、当該対象者または権利承継者となる者に対して支給する。

3. ユニットの付与日

2026年7月10日

4. 当社株式の交付の方法および時期

当社は、権利確定後、当社が定めた時期に、当社から対象者に支給された当社に対する金銭報酬債権の現物出資と引換えに、当社の取締役会の決定に基づく新株発行または自己株式の処分によって、権利確定したユニットの数に対応する当社株式を交付します。

なお、当社株式の交付時に1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨ての上、交付します。

また、PSUにより発行または処分される当社株式の1株当たりの払込金額は、発行または処分に係る当社の取締役会の決定の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならず、かつ、関連する法令により認められる範囲で決定する額とします。

以 上